

都道府県においては、本事務連絡の5月1日以降の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、関係団体等を通じて、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年4月27日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等
に係る留意事項について

令和3年2月26日付け事務連絡により通知したとおり、令和3年5月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。

5月1日以降の特定都道府県及び重点措置区域である都道府県を除く地域（以下「その他都道府県」という。）の催物の開催制限等については、当面6月末まで現行の目安を継続し、下記のとおりとするので、留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙2のとおり。

なお、特定都道府県及び重点措置区域である都道府県においては、令和3年4月23日付け事務連絡の目安を継続するので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。また、7月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. その他都道府県における催物の開催制限

令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり取り扱うこと。

なお、留意事項については、令和3年4月23日付け事務連絡1. (4) のとおり取り扱うこと。

2. 施設の使用制限等

令和3年2月4日付け事務連絡2.(3)のとおり取り扱うこと。

3. 外出の自粛等

令和3年4月23日付け事務連絡3.(3)及び(4)のとおり取り扱うこと。